**第二十五条の二十二**　指定障害児入所施設の設置者は、第二十五条の二十一第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児入所施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

［②　略］

［③］　第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官が定める様式により行うものとする。

**第二十五条の二十六の六**　［略］

［②～⑤　略］

［⑥］　第一項本文及び第三項本文に規定する申請書は、こども家庭庁長官が定める様式によるものとする。

**第二十五条の二十六の七**　［略］

［②・③　略］

［④］　第一項の規定による届出は、こども家庭庁長官が定める様式により行うものとする。

**第三十六条の三十の二**　法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象支援情報（同項に規定する情報公表対象支援情報をいう。以下同じ。）の報告（次条及び第三十六条の三十の五において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるとき及び毎会計年度終了後とする。

**第三十六条の三十の三**　次条第三号に掲げる事項の報告は、毎会計年度終了後三月以内に行うものとする。

［②］　報告は、前項に定めるもののほか、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

**第三十六条の三十の四**　法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

一　情報公表対象支援（法第三十三条の十八第一項に規定する情報公表対象支援をいう。以下同じ。）の提供を開始しようとするとき　別表第二に掲げる事項に関するもの

二　法第三十三条の十八第一項の内閣府令で定めるとき　別表第二及び別表第三に掲げる事項に関するもの

三　毎事業年度が終了したとき　次に掲げる事項に関するもの（次条において「経営情報」という。）

イ　事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

ロ　事業所又は施設の収益及び費用の内容

ハ　事業所又は施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

ニ　その他必要な事項

---

**第二十五条の二十二**　指定障害児入所施設の設置者は、第二十五条の二十一第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児入所施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

［②　同上］

［項を加える。］

**第二十五条の二十六の六**　［同上］

［②～⑤　同上］

［項を加える。］

**第二十五条の二十六の七**　［同上］

［②・③　同上］

［項を加える。］

**第三十六条の三十の二**　法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定めるときは、災害その他都道府県知事に対し同項の規定による情報公表対象支援情報（同項に規定する情報公表対象支援情報をいう。以下同じ。）の報告（次条及び第三十六条の三十の五において単に「報告」という。）を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者（同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。）以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

**第三十六条の三十の三**　報告は、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

［項を加える。］

**第三十六条の三十の四**　法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定める情報は、情報公表対象支援（同項に規定する情報公表対象支援をいう。以下同じ。）の提供を開始しようとするときにあつては別表第二に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第二及び別表第三に掲げる項目に関するものとする。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］